

「農家民泊に対する旅館業の適用除外に関する提案」説明資料

H27.7.7 群馬県

(1)農家体験旅行の現状(みなかみ町)

○受入施設数

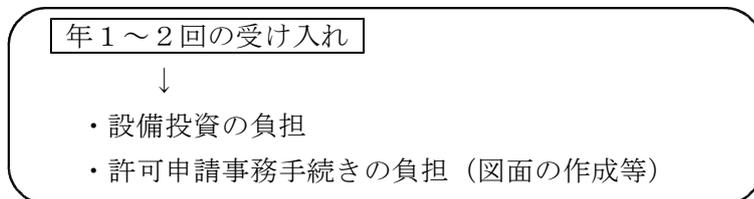
一般の旅館	約 40軒	旅館業に基づく民宿
農家民宿	約 20軒	
農家民泊	約120軒	—

○受入実績

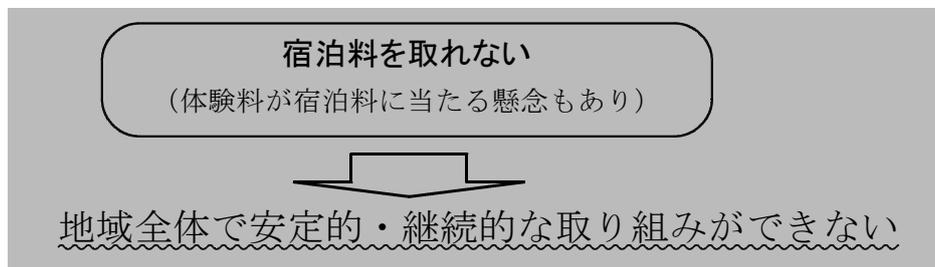
年度	団体数	人数	延べ泊数
H21	2	82	226
H22	25	2,596	3,007
H23	54	7,096	7,887
H24	72	8,068	6,545
H25	111	9,878	11,635
H26	117	10,978	14,953

○農家民泊は「体験料」のみ徴収

—旅館業法営業許可を取得しない農家が多い理由—



(2)農家民泊実施上の支障



(3)提案趣旨

農家民泊を旅館業法の適用除外とする



宿泊料の徴収が可能に

→ 地域全体で安定的・継続的な取り組みが可能

(= 受入農家の裾野が拡大)

→ サービスの質の向上

→ 都市農村の交流推進・交流人口増加

(4)提案実現後の農家体験旅行のイメージ

①対象を教育旅行(修学旅行・林間学校等)に限定

②受け入れは地域協議会に限定

③地域協議会が安全・衛生に関するガイドラインを作成

法令化
条例委任等

・「農家民泊」は協議会を通じた受け入れに限定

「農家民宿」は協議会を通じた受け入れに加え、個人営業も可能

・農家民泊を呼び水として教育旅行を地域で受入れ

→一般旅館(ホテル等)の利用増加の効果

※農家民泊(農家民宿)1泊と一般旅館(ホテル等)1泊の旅程を希望する学校等が多い

(5)その他

・対象とする教育旅行に企業研修等を含める場合 → 移住・定住の促進

<参考> (内閣府世論調査)

都市住民の農村漁村への定住願望

平成17年 20.6% → 平成26年 31.6%

・食品衛生法上の営業許可を得た場合、子どもたちを調理室へ入室させることができなくなるので、収穫から調理までの一体的な食の体験ができないケースあり。